

## 特例監理技術者等の配置に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が発注する建設工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(特例監理技術者の配置を認める対象工事)

第2条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす工事は、特例監理技術者の配置を認めるものとする。

- 一 受注者が特定共同企業体ではない工事
- 二 「さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条」に該当しない工事
- 三 入札公告又は入札（見積）に関する注意事項（以下、「入札公告等」という。）で特例監理技術者が配置不可とされていない工事

(兼務を認める条件)

第3条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、同時に2件の工事まで特例監理技術者の兼務を認めるものとする。

- 一 監理技術者補佐を専任で配置すること
- 二 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- 三 兼務する工事は、国又は地方自治体が発注した工事であること
- 四 兼務する工事の発注者から兼務することについて、了解が得られていること
- 五 兼務する工事は、本市内工事又は近隣市町村（工事現場同士の直線距離が10キロメートル以内）であること
- 六 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること
- 七 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること
- 八 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること
- 九 兼務する工事が維持工事同士ではないこと  
ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう

(特例監理技術者の配置を認めない工事の明示)

第4条 第2条の特例監理技術者の配置を認めない場合には、入札公告等に記載し明示することを原則とする。

(兼務の手続き)

第5条 受注者は、特例監理技術者の兼務を行う場合、発注者に「特例監理技術者の兼務届（様式1号）」を提出することとする。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改定後の要領は、適用日より前に入札公告済みの工事についても適用することができるものとする。

### 特例監理技術者の兼務届

年 月 日

(あて先) 発注者

受注者 住所  
氏名

特例監理技術者氏名			
工事件名			
工事場所			
請負金額			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
監理技術者補佐氏名		生年月日	年 月 日

上記工事の特例監理技術者は、下記工事の特例監理技術者と兼務します。

(もう一方の工事)

工事件名			
工事場所			
請負金額			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
監理技術者補佐氏名		生年月日	年 月 日
発注機関名/担当部署			
監督員氏名		連絡先	

注1) もう一方の工事について、兼務が可能であることが確認できる書類を添付すること

注2) 監理技術者補佐の必要な資格を証する書面の写し及び受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること